

答申第218号（諮問第231号）

「消費生活課課員（以下甲という）が、1次被害と2次被害の区別もできず、一般県民からそれを指摘されても甲は製造物責任法の運用を誤ったままでよい・または誤ったままでいなくてはならない、という内容」外1件の公文書不存在決定に対する審査請求

群馬県公文書開示審査会
第一部会

第1 審査会の結論

群馬県知事が行った決定は妥当であり、取り消す必要はない。

第2 諮問事案の概要

1 公文書開示請求

審査請求人（以下「請求人」という。）は、群馬県情報公開条例（平成12年群馬県条例第83号。以下「条例」という。）第11条の規定に基づき、群馬県知事（以下「実施機関」という。）に対し、別表（あ）欄に記載の年月日付けで、別表の（い）欄に記載の開示請求（以下「本件各請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

実施機関は、別表の（う）欄に記載の年月日に、本件各請求にかかる公文書について存在しないことを確認し、別表（え）欄に記載の決定（以下「本件各処分」という。）を行い、不存在の理由を次のとおり付して、請求人に通知した。

（不存在の理由）

開示を請求された公文書の内容に関する公文書は保有していないため。

3 審査請求

請求人は、実施機関に対して、本件各処分を不服として平成30年9月28日付けで審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

4 弁明書の送付

実施機関は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第3項において読み替えて適用する同法第29条第2項の規定に基づき、平成30年10月15日付けで弁明書を作成し、実施機関に提出した。実施機関は、その副本を請求人に送付した。

5 口頭意見陳述の実施

実施機関は、行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用する同法第31条第1項の規定に基づき、平成31年1月23日、口頭意見陳述を実施した。

6 諮問

実施機関は条例第26条の規定に基づき、群馬県公文書開示審査会（以下「審査会」という。）に対して平成31年2月1日、本件審査請求事案（以下「本件事案」という。）の諮問を行った。

第3 争点（本件請求にかかる公文書の公文書不存在決定について）

本件各請求にかかる公文書を不存在とした実施機関の決定は妥当であるか。

第4 争点に対する当事者の主張

1 請求人の主張要旨

原処分を撤回し、資料・実態を調べ直して開示せよ。原処分は、条例第14条第2号イ違反であり、また原処分は群馬県条例を持ち出すまでもなく職権濫用・怠業等の地方公務員法違反・刑法犯である威力又は偽計業務妨害・判例違反・憲法違反等を隠蔽するものである。

2 実施機関の主張要旨

(1) 別表項番1にかかる文書について

地方公務員法（昭和25年法律第261号（以下、略））第32条は「職員は、その職務を遂行するに当つて、法令、条例、地方公共団体の規則及び地方公共団体の機関の定める規程に従い、且つ、上司の職務上の命令に忠実に従わなければならない。」として、法令等遵守義務を定めている。

請求内容の1次被害とは製品そのものの故障・破損等を、2次被害とは1次被害に起因したその他の被害等を指していると思われるが、製造物の欠陥により人の生命、身体又は財産にかかる被害が生じた場合における製造業者等の損害賠償の責任について定めた製造物責任法（平成6年法律第85号（以下、略））を、地方公務員である消費生活課の職員は、地方公務員第32条により、遵守すべき立場にあり、製造物責任法の運用を誤ったままでよいなどの公文書を作成又は取得することはない。なお、製造物責任法は、民法の定める不法行為についての特別法であり、そもそも消費生活課で運用等を行うものではない。

(2) 別表項番2にかかる文書について

(1) 記載のとおり、地方公務員法第32条は法令等遵守義務を定めている。また、消費者安全法（平成21年法律第50号（以下、略））第3条は、消費者安全の確保に関する施策の推進に当たっての基本理念を規定しているが、同条第2項は「消費者安全の確保に関する施策の推進は、事業者による適正な事業活動の確保に配慮しつつ、消費者の需要の高度化及び多様化その他の社会経済情勢の変化に適確に対応し、消費者の利便の増進に寄与することを旨として、行われなければならない。」と定めている。そして同法第4条第1項において「国及び地方公共団体は、前条に定める基本理念にのっとり、消費者安全の確保に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。」とされている。

地方公務員である消費生活課の職員は、地方公務員法第32条により、消費者安全法及びその他の法令を遵守すべき立場にあり、一般県民の消費者より事業者の味方ばかりしてよいなど法令の趣旨に反する行為に関して公文書を作成又は取得することはない。

3 口頭意見陳述における請求人の主張要旨について

前記第2の5の口頭意見陳述について、実施機関から提出された口頭意見陳述聴取結果記録書には、請求人の主張として、おおむね以下のことが記されている。

(1) 実施機関は、今まで斡旋も何もしてこなかった。

(2) 実施機関は斡旋を諦めている。

(3) 行政不服審査法が改正されて、52条も改正された。民間人である私は拘束されない。行政庁だけが拘束される。その場しのぎの弁明をしたって、棄却であっても認容であっても、行政庁は拘束される。単に公文書が存在しないだけでは済まない。これは総務省と弁護士の見解である。

第5 審査会の判断

1 争点（本件各請求にかかる公文書の公文書不存在決定について）

(1) 請求人は、「条例第14条第2号イ違反であり、また原処分は群馬県条例を持ち出すまでもなく職権濫用・怠業等の地方公務員法違反・刑法犯である威力又は偽計業務妨害・判例違反・憲法違反等を隠蔽するものであるため」と主張している。一方、実施機関は、地方公務員法及び消費者安全法の規定に照らし、本件各請求を内容とする公文書を作成又は取得することはないと主張する。そこで、本件各請求にかかる公文書が実施機関における事務処理において作成又は取得されたか否か検討するものとする。

なお、本審査会の判断に当たっては、本件各請求の記載内容に照らして、不特定多数の県民に対しての公文書が存在するか否かの観点から判断するものとする。

(2) 別表項番1にかかる公文書について

地方公務員は、地方公務員法の適用を受け、同法第32条は、地方公務員に、法令、条例、地方公共団体の規則及び地方公共団体の機関の定める規程に従う義務を負わせており、実施機関におけるすべての地方公務員は、法令等遵守義務を負っている。

製造物責任法は、民法（明治29年法律第89号（以下、略））の特別法であり、民法第709条以下で定める不法行為責任の例外として無過失責任を定めたものであって、製造物責任法の目的を尊重して実施機関が業務を行うことは格別、同法の運用に関して、「誤ったままでよい・または誤ったままでいなくてはならない」、という法の趣旨に反して業務を行うことを肯定する内容の文書を作成又は取得することは通常想定し難く、実施機関の説明に特段の不自然な点は認められない。

(3) 別表項番2にかかる公文書について

第51(2)で述べたとおり、地方公務員たる消費生活課の職員は、地方公務員法の適用を受けるが、同法は法令遵守義務及び信用失墜行為の禁止を定めている。また、同法第30条は「すべて職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に当っては、全力を挙げてこれに専念しなければならない。」と定め、地方公務員が全体の奉仕者として公正公平な立場で業務遂行を行うことを根本基準として定めている。

また、消費者安全法は第3条において、消費者安全の確保に関する施策の推進は消費者の利便の増進に寄与することを旨として行わなければならないとする基本理念を定め、第4条において、基本理念にのっとり消費者安全の確保に関する

施策を実施するという地方公共団体の責務を定めている。

これらの定めを考慮すると、「消費生活課課員が、憲法15条2項に違反して、消費者を支援する法律が色々あるにも関わらず、無法なこじつけや言い訳ばかりをして、一般県民の消費者より事業者の味方ばかりしてよい、又はしなければならない、という内容」との、地方公務員としての中立的な立場を否定し、法令や規程に反する可能性がある行為を肯定する公文書を作成又は取得することは通常想定し難く、実施機関の説明に特段の不自然な点は認められない。

(4) よって、本件各請求に係る公文書を不存在とする実施機関の判断は妥当であると認められる。

2 結論

以上のことから、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

なお、請求人は審査請求書において、本件各処分は条例第14条第2号イに違反すると主張する。しかし、同規定は個人情報であっても一般に公にされている情報については、あえて非開示情報として保護する必要性に乏しいものと考えられることから、ただし書により、本号の非開示情報から除くこととしたものである。そのため、本件各請求にかかる公文書は不存在であるという実施機関の判断が妥当である以上、本件各請求にかかる公文書が存在することを前提とした請求人の当該主張は是認することはできない。

また、請求人はその他種々主張するが、本答申の判断を左右するものではない。

第6 審査の経過

当審査会の処理経過は、以下のとおりである。

審査会の処理経過

年 月 日	内 容
平成31年 2月 1日	諮問
平成31年 2月14日 (第73回 第一部会)	審議 (本件事案の概要説明)
平成31年 3月 6日 (第74回 第一部会)	審議
平成31年 3月18日	答申

項番	(あ) 請求年月日	(い) 開示を請求する公文書の内容又は件名	(う) 決定年月日	(え) 決定
1	平成30年8月16日	消費生活課課員(以下甲という)が、1次被害と2次被害の区別もできず、一般県民からそれを指摘されても甲は製造物責任法の運用を誤ったままでよい・または誤ったままでいなくてはならない、という内容	平成30年8月30日	不存在
2	平成30年9月12日	消費生活課課員が、憲法15条2項に違反して、消費者を支援する法律が色々あるにも関わらず、無法なこじつけや言い訳ばかりをして、一般県民の消費者より事業者の味方ばかりしてよい、又はしなければならない、という内容	平成30年9月26日	不存在